

## 令和5年度前期用教科書の新規申込について

文部科学省では、海外に在住する義務教育学齢期の児童を対象に、大使館・領事館を通して日本の教科書を無償で配布しています。令和5年度前期用教科書の新規申込についてご案内しますので、教科書の配布をご希望される方は、次の要領でお申し込みください。

### 【配布対象】

当館に在留届を提出されている方で、日本国籍を持ち、「長期滞在中の子女」あるいは「永住者で将来日本に帰国又は進学する意思を有する子女」が無償配布の対象となります。

お子様について記入されている在留届をご提出いただいている場合でも、教科書配布の申込がない場合には、教科書は配布されません。

本事業は一度申し込むと自動継続となりますので、次回以降の申込は不要です。ただし、教科書を指定期間内に受領されなかった場合、自動継続扱いにはなりません。令和4年度前期用教科書（小6～中3）または、令和4年後期用教科書（小1～小5）を受領しておらず、令和5年前期用教科書が必要な方は再度お申し込みいただく必要があります。

### 【配布教科書】

該当学年1セットのみ（教科は選べません）

※日本の義務教育学齢が小学3年生の方に、小学2年生や小学4年生の教科書を配布することはできません。

※既に上のお子様が大使馆からの教科書配布を受けている場合でも、新たに小学1年生となる下のお子様への配付を希望される場合は、新規の申込が必要となります。

### 【申込期限】

令和5年度前期教科書新規申込：令和4年10月14日（金）受付締め切り

### 【申込方法】

[「令和5（2023）年度前期教科書配布新規申込書」](#)に必要事項を記入の上、当館窓口にて直接ご提出していただくか、当館宛にメールで送付してください。

メールアドレス：[iceland-consul@rk.mofa.go.jp](mailto:iceland-consul@rk.mofa.go.jp)

※申込書をメールで送付された場合、領事班より受理確認のメールをお送りいたします。2営業日以内に返信メールが無い場合は領事班までご連絡ください。

### 【受取方法】

大使館に教科書が到着しましたら、お申し込みをされた方々へ別途メールにてご案内しますので、以下のいずれかの方法で教科書を受け取りください。

- (1) 大使館領事窓口へ来館。
- (2) 来館が難しい場合は、ご自宅等へ郵送（送料は自己負担）。

※当館指定の期限内にお引取りいただけない場合、キャンセル扱いとなります。